

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の取扱いについて

令和5年2月3日付けの環境省通知「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」のとおり、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類及び古繊維をいう。以下「専ら物」という。）以外の廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を業として行う者が、専ら物の処理も行う場合、当該専ら物の処理については産業廃棄物処理業の許可は不要となります。

ただし、専ら物とそれ以外の産業廃棄物の両方を取り扱う場合は、両方が混合しないようにするための措置を講ずる必要があります（措置の具体例は次表のとおり）。

また、専ら物であっても、それが再生利用されないと認められる場合や、専ら物とそれ以外の産業廃棄物が混合しないようにするための措置が講じられない場合（その可能性がある場合を含む。）については、専ら物の処理についても産業廃棄物処理業の許可が必要となります。

具体的な判断については、許可申請窓口（資源循環推進課又は各地域県政総合センター）にご相談ください。

区分	措置例
収集運搬	・両方を運搬する車両を分ける。 ・両方を同一車両で運搬する場合は、互いに混入しないように、仕切りを設ける、容器を用いる等必要な措置を講じる。
処分	・両方を処分する事業場を分ける。 ・両方を処分する事業場が同一であれば、作業エリアや施設を分ける。 ・両方を処分する作業エリアや施設が同一であっても、同時に両方を処分しない。
保管	・両方を保管する施設を分ける。 ・両方を同一施設で保管する場合は、互いに混入しないように、仕切りを設ける、容器を用いる等必要な措置を講じる。